

すずらん通信

Lily of the valley Return to happiness humility purity

Suzuran
Law Office
NO.27
第27号

2023.8.8

すずらん法律会計事務所 〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-5-13 すずらん丸の内ビル
TEL : 052-239-1220 FAX : 052-239-1221
E-mail:suzuran@nba.tcp-ip.or.jp URL <http://www.suzuranlaw.com/>



ミヤマキンバイ（蝶ヶ岳） 撮影者 伊藤 誠氏

ご挨拶

異常とも思える酷暑が続き地球温暖化が心配になる今日この頃です。この通信が皆さまのお手元に届くころには、平年並みの夏になっていることを願っています。

さて、私事になりますが、2年前から名古屋市人事委員会の委員に就任しており、この7月に委員長に選任されました。公務員の方を除いて人事委員会に馴染みがなく何をしているのか知らない方がほとんどだと思います。人事委員会の主な業務は、職員の給与等の勧告、職員の採用に関する件（試験及び選考）、職員の勤務条件の措置要求の審査、不利益処分等の審査請求に対する裁決などがあり

ます。懲戒処分、分限処分等について審査請求がなされると大きな訴訟案件を抱えるのと同じ位の負担感があります。就任して感じているのは、公務員の志願者が減っており良い人材を求めるため色々工夫していることです。そのため採用試験も経験者採用、氷河期世代採用と多様化しています。

我々弁護士業界も東京一極集中がより強まり、当地における新人の採用が難しくなっています。一人の募集に対し何十人もの応募が有り、誰を採用して良いか迷った数年前のことが夢のようです。ここでも急激な時代の変化を感じています。

（鈴木典行）

弁護士コラム ～契約書作成の意味とチェックポイント～

最近顧問先を中心に契約書のチェックをして欲しいとの依頼が多く来るようになりました。当該契約の担当者の立場から後日トラブルがあった場合に備えて、専門家のチェックを受けておきたいとの思いから依頼される場合が多いと思います。契約書についての基礎知識を押さえておく質問する側もポイントを絞って質問することが可能となりますし、回答する側もよりの確な回答が出し易くなります。そこで、今回は、契約書を作成する意味と契約書のチェックポイントについて検討してみたいと思います。

1 契約書作成の意味

(1) 後日のトラブル回避のため

契約書を作成する意味は、一般に後日のトラブルを避けるためにあるといわれています。確かに、契約書作成の中心的意味は、トラブル回避にあるといえます。

その意味で、どのような点に注意して契約書を作成すると良いかは「2 契約書のチェックポイント」の項で検討したいと思います。

(2) 契約内容を明確にする。

契約書には、トラブル回避・予防と同じ、場合によってはそれ以上に重要な機能として契約の内容を明確にするという側面があります。特に、新たな事業を取り組む場合や新しい機械の製作を依頼するような場合は、契約書作成のプロセスを踏むことによって、当該取り組む事業の具体的内容や新たに依頼する機械の性能・求める品質等が当事者間において明確になっていきます。

私の事務所に持ち込まれる紛争の中に、この契約内容を明確にする作業が不十分だったために後日紛争になり、裁判に至ったというケースが少なくあ

りません。その多くにおいて、驚くことに契約書自体が作成されていませんでした。そのため、具体的契約内容について当事者間に契約内容についての齟齬が生じ、後日トラブルになるケースが生じるのです。契約書が作成されていない場合は、見積書や請求書、場合によっては当事者間におけるメール等のやり取りの内容で契約の内容を具体的に判断することになりますが、判断が難しいケースが多くあります。このように新規事業を共同で企画する、新しい装置の製作を依頼するような場合は、契約書を作成することが不可欠だと思います。契約書作成のプロセスの中で色々な知恵やアイデアが生まれるという利点もありますので是非契約書の作成を心がけてください。

ところで、しばしば「契約書を作成して欲しいのですが、弁護士報酬は幾らになりますか？」という質問を受けます。契約書にも様々なものがありますから、一概に回答するのは困難です。上記のように新規事業の合意や新しい装置の製作依頼（製作物供給契約）についての契約書の作成のような場合は、作成過程において契約内容についての検討を要するため相当時間打合せを重ねる必要があります。そのため、打合せ時間や契約書作成の困難さによって報酬を判断することになりますが、一般には20万円以上になると思います。これに対して、定型的な賃貸借契約書や売買契約書等の作成の場合は、契約内容にもよりますが、10万円程度の場合が多いと思います（いずれも当事務所の場合です）。

(3) 当事者の行動を規律する

契約書作成の意義として、契約書には当事者の行動を規律する機能があります。契約書を作成した場合は、当事

者は一般にその契約文言にしたがって行動しようと努めるのが一般です。特に、当事者間において契約書作成のために色々検討した場合はその側面が強くなります。この契約書が当事者の行動を規律するという点は、通常あまり強調されることはないように思いますが、契約書作成の意義として意識しておいて欲しい点です。この意味でも、契約書を作成することは大切だと思います。

ところで、法律の規定には、強行規定と任意規定があるといわれ、強行規定に違反する契約内容は、無効と解されています。どの規定が強行規定に該当するかは必ずしも明白ではありません。時々、「この条項は強行規定に違反する虞があるから削除しましょう」と助言する専門家もいます。確かに当該規定の効力が争われ強行法規に反するために無効とされる虞があるなら契約条項から除外するというのも一つの考え方だと思います。しかし、契約書には上記のように当事者の行動を規律する側面があります。契約文言にしたがって当事者が納得して行動する場合は、通常当該条項の強行法規性が問われることはありませんから、強行法規違反の可能性を理解した上で契約条項に入れておくことも一つの選択だと思います。

このことで思い浮かぶのは、いわゆるサラ金の借入金利息です。利息制限法は強行規定と解されており、利息制限法違反の金利は無効と解されていますが、サラ金のような業者の場合は、長い間利息制限法を超える金利（所謂グレーゾーン金利）も有効とされ、サラ金から借り入れた人はこの高額な金利を支払っていました。裁判においてこのグレーゾーン金利の支払いの有効性を巡って長い間争われましたが、最高裁で利息

制限法を超えた金利の元本充当、過払部分の返金が認められるようになり、ほぼこのグレーゾーン問題は終結したように思います。「過払い金返還」を促すテレビCMにもかかわらず、納得して借りた金利だからと過払い金の返還を求めない方も結構いるのです。

(4) 契約書を作成する必要がある場合

上記のように契約書を作成するメリットは色々ありますが、契約書を作成するか否かは本来「法律に特別の定めがある場合」を除いて自由です（契約方式の自由：民法522条2項）。

「法律に特別の定めがある場合」には、保証契約（民法446条2項）、書面とする消費貸借（民法587条の2）、定期借地権契約（借地借家法22条）、事業用定期借地権契約（同法23条）などがあります。これらの場合は、契約書を作成する必要があります（なお、事業用定期借地権契約は、公正証書による必要があります）。

2 契約書のチェックポイント

(1) はじめに

契約書を作成することには、上記のように様々なメリットがありますが、契約書の作成、契約書のチェックにおいて前提として欲しい事実があります。それは当事者の力関係です。民法は、基本的に自由対等な当事者を前提にして規定されています。そのため、契約するか否かは当事者の自由であり、契約書を作成するか否かも前述したように基本的に自由とされています。ところが、実際の取引社会では、契約当事者の力関係に差があるのが一般です。力の強い、立場の上の当事者が自己に有利な契約書を作成し、相手方はその内容を了解して押印するか、契約を締結しないかの自由しかない場合も多いように思われます。このような場合は、立場の弱い当事者に、実質的には契約内容修正の自由はないよう

に思われます。そのようなケースの場合に、契約内容のチェック依頼を受けて問題となる条項について指摘しても、現実には修正困難な場合も多く、契約内容をチェックする意味がどれ程あるのか疑問を感じることもあります。ここでは、あくまでも、対等な当事者関係を前提にして契約書の内容を検討する場合のポイントについて確認しておきたいと思えます。

(2) 契約における義務内容の確認

当然のことですが、当該契約で当事者間にどのような権利義務が発生するのかを明確にしておく必要があります。取引内容をしっかり確定しお互いに十分理解了解することが大切です。契約内容を曖昧なままにしておいてはいけません。問題となりそうな点については、特に丁寧に検討し規定しておくことが大切です。民法が改正され、瑕疵担保責任から契約不適合責任になったことで、よりお互いが求めている契約内容を具体的に契約書において規定することが大切になりました。不動産の売買契約の場合は、特に特約条項の規定に注意を払う必要があります。また、重要事項説明書の記載内容と契約書との整合性にも注意を払う必要があります。

(3) 契約期間

継続する契約の場合は、契約の期間がどうなっているかは、押さえておくべきポイントですので、必ず確認してください。

(4) 契約の終了原因と更新の有無内容

契約の終了原因がどのように規定されているか確認する必要があります。終了原因としてよく問題になるのは、解除事由です。どのような場合に契約が解除されることになっているのか、その解除事由に不合理な内容がないか確認する必要があります。

それと共に、当該契約の更新の有無も確認しておく必要があります。契約更新の定めがあるか否か、更新条項

がある場合どのような条件で更新がなされるのか、更新後の契約内容がどうなるのかは必ず確認しておくべきです。

(5) 金銭の支払いに関する条項

契約は一般に金銭の支払いが重要な内容となりますので、契約金額、金銭の支払い方法、支払い条件、支払い期限については明確に定めておく必要があります。金銭の支払いの詳細を別途細則において定める場合もありますが、その場合は細則を含め納得できるようにしておく必要があります。

(6) 損害賠償に関する定め

債務不履行があった場合その他損害賠償について規定されている場合も多くあります。多くの場合、有利な立場にある当事者が自分に有利に賠償規定を設ける場合が多いように思われます。もともと規定の内容によっては、そのまま適用されない場合もありますが、自分にとって不利益な内容になっている場合は、修正を求める必要があります。

(7) その他

その他、秘密保護に関する定め、競業避止義務についての定め、合意管轄についての定め等が規定される場合が多いように思われます。争われた場合これらの規定の存在によってどの程度判断が変わるのか良く分からない点もありますが、契約書には前述した行動を規律するという点がありますので、その意味では、大いに威力を発揮する条項になります。力関係にもよりますが、納得できない場合は、修正を求める勇気も必要です。

契約の規定の仕方によって課税についての判断に影響を与える場合もありますので、税金の課税要件に影響を与えられる場合は、事前に税理士に相談することが必要だと思われる場合もあります。

日々雑感

~NHK大河ドラマ「どうする家康」~

NHKの大河ドラマ「どうする家康」の評価が分かれています。マイナスの意見は、「内容が史実とかけ離れている」、「描かれている家康が頼りなくイメージを損なう」との意見のようです。

歴史について詳しくありませんが、あくまでもドラマなので、相当程度製作者の意図に任せても良いように思います。私などは、このドラマを端緒にして本当の史実は何だったのか調べるようになっていきます。最近やっと製作者の意図は、「困難に直面し迷い、妻や子、家来等周りに支えられ成長していく家康の姿を通して、人は一人でこ

とを成し遂げることはできず、周りに支えられて初めて成し遂げられる」ということかなあと見ています。

なぜ徳川家康が、世界的にも例をみない260年もの長き間平和が継続した時代の礎を作り上げることができたのかこのドラマを通して分かってきた気がします。

司法試験の壁に打ち返されたとき、実家に飾ってあった「人の一生は重荷を負って遠き道をゆくがご如し急ぐべからず、不自由を常とおもへば不足なし・・・」で始まる家康の遺訓に励まされ、再度の挑戦意欲を湧き立たせた青春の日々を思い出しています。

(鈴木典行)



~WEB会議~

気温35度以上の猛暑日が連日続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。連日の猛暑の中でも、裁判期日がWEBで開催されることも多くなったため、猛暑の中での裁判所と事務所の移動は減りました。

このWEBを利用した裁判について、依頼者から質問を頂くことも多いので、現時点での運用について簡単に説明させていただきます。WEBでの裁判は、「Microsoft Teams」を利用して、

裁判所と各事務所を繋いで行われます。最近では、裁判官や相手方代理人とメッセージ機能を利用して直接やり取りすることも増え、争点整理など円滑な手続の遂行が可能となりました。接続不良や代理人弁護士間のIT格差など課題もありますが、効率化が図られた手続になっております。

暑い日が続きますが、当事務所は、WEBでのご相談の対応もできますので、何かお困りなどございましたら、お気軽にご相談ください。(鈴木裕大)

~旧友の父~

7月中旬頃、小学生からの友人であるAの結婚式に参列しました。遡ること約1年前、Aの父は病に倒れ重い後遺障害が残る可能性がありました。父の症状を心配した当時のAは、建築会社を経営する友人Bと、私に声をかけて地元で集まり、Bには実家のバリアフリー化について、私にはAの父が一人で経営する会社の進退について相談をしてきました。当時私は、仮に他者に経営権を譲ったとしても、仕事人間であったAの父が戻ってこられる職場

を残してあげるべきであることを伝えました。その後、Aの父は驚異的な回復を遂げ、少しずつ仕事にも復帰し、Bがリフォームを行った自宅で元気に生活をしているとのことでした。私もBも専門分野は違いますが、古くからの友人の助けになれたことはうれしく思っています。

結婚式の当日、Aの父は自らの足で歩き、両家を代表して挨拶を行っていました。その姿には、新郎新婦のみならず、参列者までもが感動に包まれました。

(兒玉泰)

◆編集後記

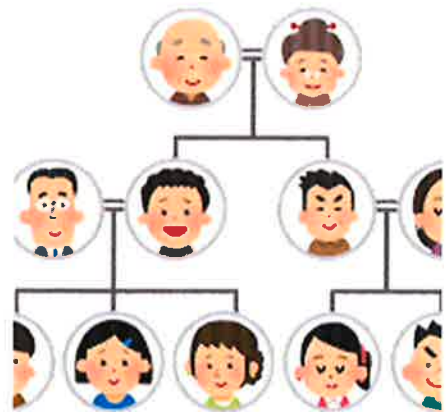
猛暑日が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。熱中症にはくれぐれもお気を付けください。

法律事務をしておりますと、業務として戸籍を取寄せることもあり戸籍に触れることが多くなります。古い戸籍は筆で書かれていたり、作成者が達筆で解読に苦勞することもあります。そのなかでも漢字の名前をどう読むのかは毎回頭をひねります。

6月に戸籍の氏名に「読みがな」をつける改正戸籍法が成立しました。読みがなの届け出は、国民全員が対象ということです。現在まで読みがなというものは、戸籍上存在しなかったのです。あれ？と思われる方もいらっしゃるかと思います。それもそのはず出生届に氏名と読みがなを書き届け出ますので登録されていると思うのが普通です。実はこのデータは戸籍には反映しません。出生届の欄外に「戸籍には記載されません」とわざわざ記されています。住民票に読みがなをつけている自治体もありますが、法務省によればいわば便宜上という扱いということだそうです。

それが今回行政手続きのデジタル化ということで法改正されました。個人的にはどちらかというと法改正によりマイナンバーカードの記載事項にも読み仮名を加え名義の一致を照会する狙いの方が主な気もしますが…。

法律事務員としては、大切なお名前を間違えることなく知ることができるため大変喜ばしく思っております。
(事務局)



業務案内

夏期休業のお知らせ

当事務所は下記日程で夏季休業とさせていただきます。
ご不便ご迷惑をおかけすることになりますが、よろしくお願い申し上げます。

休業日：8月15日（火）

当事務所では、随時法律相談の申込みを受け付けております。法律問題でお困りの方は、お気軽にご連絡ください。ご都合の良い日を調整させていただきます。顧問契約、ホームロイヤー契約を結ばれた方の法律相談料は無料です。詳細はホームページをご覧ください。

052-239-1220

受付時間：平日 午前9時～午後5時

ホームページもご覧ください。

<http://www.suzuranlaw.com/>



弁護士 鈴木 典 行
 弁護士 鈴木 裕 大
 弁護士 児 玉 泰

